

2022年1月20日

厚生労働大臣 後藤茂之 様

全日本民主医療機関連合会

会長 増田 剛



令和4年の医師・看護師・保健師・助産師 国家試験に関する要請書

国民の生命と暮らしを守る貴職のご尽力に感謝申し上げます。

さて、第6波となった新型コロナウイルス感染症のパンデミックは感染力の強さから医療従事者にもクラスターが発生し、今後更に深刻な事態が予測されます。市中感染を免れない状況下において新型コロナウイルス感染により、国家試験受験の機会を失い、医師・看護職として就業できなくなる学生が発生することは、本人と医療供給体制に重大な損失となります。周知のとおり既にコロナ禍前から指摘されていた看護師不足は、この事態の中で喫緊の課題として浮上しております。

厚生労働省医政局看護課長より、国家試験の実施についての一部改正について令和2年12月4日に発令されました。濃厚接触者について、要件を満たしている場合に感染対策を講じた上での受験が認められましたが、要件を満たさなかった者は受験できません。

また、医師国家試験の実施については、令和3年12月24日に厚生労働省医政局医事課長より「第116回医師国家試験実施における新型コロナウイルス感染症対策について」の発令がされ、感染者は受験が認められず、追試も行わない方針が出されました。濃厚接触者についても看護師国家試験同様に、要件をすべて満たすことで受験が可能となりますが、要件を満たさなかった者は受験できません。

因みに平成26年2月16日に行われた第103回看護師国家試験では、大雪の影響により、試験会場までの移動に相当の時間を要し、万全な体調で受験できなかった者のうち、指定の申出書を提出し厚生労働大臣に受験を認められた者が平成26年3月19日に追加試験を受けることができました。

大規模災害とも言える新型コロナウイルス感染を完全に回避する事は、医系学生個々の努力だけでは不可能であることは明瞭です。

政府が責任をもって追試験などの救済措置を決断されることを強く要請します。

記

一、国家試験当日に、新型コロナウイルス感染症に罹患している者、濃厚接触者等で受験を認められなかった者について、令和4年の第116回医師国家試験、第111回看護師国家試験、第108回保健師国家試験、第105回助産師国家試験における追試験を実施することを求めます。

以上